

○山口県警察人身安全対策本部設置要綱（例規通達）

（設置）

第1条 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、保護事案、児童・高齢者・障害者虐待事案及び子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい事案（以下「人身安全関連事案」という。）について一元的に対処するため、警察本部に、人身安全対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

（任務）

第2条 対策本部は、人身安全関連事案の情報を集約して事態を把握し、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導、助言及び支援を行うことを任務とする。

（組織）

第3条 対策本部は、人身安全対策本部長、人身安全対策副本部長及び人身安全対策本部員をもって組織する。

2 人身安全対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、生活安全部人身安全・少年課長をもって充てる。

3 人身安全対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）は、生活安全部人身安全・少年課人身安全対策官をもって充てる。

4 人身安全対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 生活安全部人身安全・少年課の課員

(2) 刑事部刑事企画課で指導を担当する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、次に掲げる者のうちから警察本部長が指名する者

イ 地域部自動車警ら隊の隊員

ロ 刑事部捜査第一課で特殊犯を担当する者

ハ 刑事部捜査第一課で強行犯特捜を担当する者

ニ 刑事部組織犯罪対策課で暴力捜査を担当する者

ホ 刑事部組織犯罪対策課で暴力特捜を担当する者

ヘ 刑事部機動捜査隊の隊員

（対策本部長及び対策副本部長）

第4条 対策本部長は、対策本部を代表する。

2 対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第5条 対策本部の庶務は、生活安全部人身安全・少年課において処理する。

（その他）

第6条 対策本部長及び警察署長は、人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応するため、緊密な連携を図り、相互に協力しなければならない。